

## 1 条例の目的

水源地域の保全に関し、基本理念を定め、県、県民及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、水源地域における森林の適正な管理を図るための措置等を定めることにより森林の有する水源の涵養機能の維持増進を図る。

### 【解説】

- ・目的規定は、条例の立法目的を簡潔に表現し、題名とあわせて条例の達成しようとする目的を理解しやすくするために設けるもの。
- ・水源地域の森林の適正な管理を図るための措置等とは、6に規定する水源地域の保全に関する基本的施策及び、7に規定する水源地域内の土地取引に係る事前届出制度を指す。

## 2 定義

- (1) この条例において「水源地域」とは、「5 水源地域の指定」の規定により指定された地域をいう。
- (2) この条例において「土地所有者等」とは、水源地域内の土地の所有権又は地上権その他規則で定める使用及び収益を目的とする権利（以下「所有権等」という）を有する者をいう。

### 【解説】

- ・定義規定は、この条例の中で用いられる用語を定義するもの。
- ・その他規則で定める権利とは、地役権、貸借権、使用貸借による権利とする。

## 3 基本理念

水源地域の保全は、水が県民共有の貴重な財産であり、本県の豊かな森林の持つ水源の涵養機能が水の供給に重要な役割を果たしていることに鑑み、県、市町、土地所有者等、事業者及び県民の相互の連携協力の下に継続して行われなければならない。

### 【解説】

- ・基本理念は、1に規定する目的を達成するため、行政、土地所有者等、事業者および全ての県民が共有する基本的な考え方を定めるもの。

#### 4 関係者の責務等

- (1) 県は、水源地域の保全に関する施策を実施する。
- (2) 県民は、水源地域の保全に対する関心と理解を深め、県及び市町が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するように努める。
- (3) 土地所有者等および事業者は、水源地域における森林が水源の涵養機能を有することを深く認識し、県及び市町が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するように努める。
- (4) 県は、市町が実施する水源地域の保全に関する施策に対して連携協力するとともに、水源地域の保全に関して必要があると認めるときは、市町に対して必要な協力を求める。
- (5) 県は、国と連携協力して水源地域の保全に関する施策の推進を図るとともに、国に対し、水源地域の保全に関する必要な措置を講ずるように求める。

#### 【解説】

- ・ 1の目的を達成するため、県、土地所有者等、事業者および全ての県民が果たすべき役割や連携協力等について定める規定。

#### 5 水源地域及び特定水源地域の指定

- (1) 知事は、森林の有する水源の涵養機能の維持増進を図るため保全する必要がある地域を、水源地域として指定することができる。
- (2) 知事は、水源地域のうち、森林の有する水源の涵養機能の維持増進を図るため特に保全する必要がある地域を、特定水源地域として指定することができる。
- (3) 知事は、水源地域及び特定水源地域を指定しようとするときは、あらかじめ関係市町の長の意見及び指定の要望の聴取、公告・縦覧等を行い、告示により水源地域及び特定水源地域を定める。

#### 【解説】

- ・ 事前届出の対象となる地域を定める規定。
- ・ 水源地域及び特定水源地域の指定の考え方は別添の「三重県水源地域等の指定に関する基本指針（案）」による。
- ・ 条例の目的や土地所有者等への負担を考慮するとともに、事前届出が必要な地域を県民にわかりやすく示すため、地域森林計画の対象民有林のうち、水源の涵養機能の維持増進を図るため保全する必要がある地域を「大字単位」で指定し、特定水源地域については、「林班単位」で指定する。

## 6 水源地域の保全に関する基本的施策

- (1) 県は、水源地域の保全に関する土地所有者等、事業者及び県民の理解を促進するため、普及啓発その他の必要な措置を講ずる。
- (2) 県は、水源地域において、森林が有する水源の涵養機能の維持増進を図るため、造林、保育等の森林施業の適切な実施その他の必要な措置を講ずる。
- (3) 県は、5項(2)に規定する特定水源地域において、森林法に基づく保安林制度の活用及び、必要に応じて地方公共団体その他規則で定める法人等による森林の公的な管理を促進するものとする。

### 【解説】

- ・水源地域の保全に関する基本的施策を定める規定。
- ・県は水源地域の水源の涵養機能の維持増進を図るため、制度の普及啓発を行うとともに、造林や間伐等の森林施業に必要な予算の確保に努める。
- ・特定水源地域においては、森林法に基づく保安林制度の活用や、必要に応じて市町、森林組合等による森林経営の受託または、森林の取得等による公的な管理を促進するものとする。
- ・公的な管理の具体的な例としては、県単森林環境創造事業や環境林整備事業など、森林所有者との協定に基づく森林整備や、市町等が行う公有林化を想定。

## 7 水源地域内の土地所有権等の移転等の事前届出制度

- (1) 水源地域内の土地所有者等(売主)は、土地売買等の契約の30日前までに、契約の当事者の氏名及び住所、契約に係る土地の利用目的等を知事に届け出なければならない。
- (2) (1)の規定は、土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が国又は地方公共団体である場合その他規則で定める場合には、適用しないものとする。

### 【解説】

- ・土地所有者等が、水源地域内の土地売買等の契約を締結しようとする場合の事前届出制度に関し必要な事項を定める規定。
- ・事前届出の期間については、土地所有者等への負担や、届出受理後の対応(現地調査、市町への意見照会、助言等)に必要な期間を考慮し、契約を締結する30日前とする。
- ・(2)のその他規則で定める場合とは、次に掲げる場合等を想定。
  - ①契約の一方又は双方が独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人、公益社団法人又は公益財団法人である場合
  - ②非常災害に際し必要な応急措置の実施
  - ③電気事業者等が行う工作物の設置およびその管理

## 8 市町長への通知等

- (1) 知事は、7項(1)の規定による届出があったときは、その内容を当該届出に係る土地が所在する市町の長に通知するものとする。
- (2) 知事は、必要があると認めるときは、届出に係る土地の利用に関し、関係市町の長に意見を求めることができる。

### 【解説】

- ・市町との情報共有や連携協力を図るため、届出があったときの市町への通知、意見聴取等について定める規定。

## 9 報告の徴収及び立入調査

- (1) 知事は、7項(1)の規定による届出をした者(以下、届出者という)に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。
- (2) 知事は、職員に届出に係る土地への立ち入り、調査又は関係者への質問をさせることができる。

### 【解説】

- ・水源地域内の土地取引等の情報を正確に把握するため、届出者からの報告の徴収や届出に係る届出情報の公開に関し必要な事項を定める規定。

## 10 助言

- (1) 知事は、届出者に対し、必要な助言をすることができる。
- (2) 助言を受けた届出者は、契約の当事者(買主)に助言の内容を伝達するものとする。
- (3) 知事は、契約の当事者(買主)に対し、直接助言を行うことができる。

### 【解説】

- ・水源地域を保全するためには、契約当事者に水源の涵養機能や森林の適正な管理の重要性、法令に基づく各種規制等について理解し、伝達して頂くことが重要であることから、そのための必要な助言について定める規定。

## 11 勧告・公表・罰則

- (1) 知事は、届出をしなかった者又は虚偽の届出等をした者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- (2) 知事は、勧告を受けた者が正当な理由なく勧告に従わない場合は、その旨を公表することができる。
- (3) 知事は、届出をしなかった者又は虚偽の届出等をした者に対し、5万円以下の過料に処する。

### 【解説】

- ・事前届出制度に関する義務違反を抑制するための勧告・公表・罰則について定める規定。